



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

事業者向け 資源循環セミナー

川崎市の資源循環へ向けた取組



2026年 6月18日
川崎市環境局 廃棄物指導課

次第

- 1 廃棄物処理法上の事業系ごみについて
 - 1 - 1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い
 - 1 - 2 内容審査について

- 2 川崎市循環型社会形成推進計画

- 3 事業者の皆さまへ
 - 3 - 1 排出事業者の皆さまへ
 - 3 - 2 収集運搬業者の皆さまへ
 - 3 - 3 処分業者の皆さまへ

(参考) 昨今の法改正について

1 廃棄物処理法上の事業系ごみについて

1 - 1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い

一般廃棄物・産業廃棄物の違い①

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- 法第2条第2項 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - 法第2条第4項 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
 - 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、
廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
-
- 一般廃棄物は、法律上で明確に定義されているわけではなく、産業廃棄物以外の廃棄物。
 - 産業廃棄物については、事業活動に伴って発生した、後で示す20種類のことを指している。

一般廃棄物・産業廃棄物の違い②

	種類	例
1	燃え殻	コークス灰、すす、焼却灰
2	汚泥	下水汚泥、研磨汚泥、排水処理汚泥など、 泥状を呈するもの
3	廃油	廃重油、絶縁油、廃溶剤
4	廃酸 (pH 2~7)	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液
5	廃アルカリ (pH 7~12.5)	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性メッキ廃液
6	廃プラスチック類	ビニルくず、廃タイヤ、プラスチック容器

一般廃棄物・産業廃棄物の違い③

	種類	例
7	ゴムくず	天然ゴムくず、エポナイトくず、廃ラテックス
8	金属くず	缶、切削くず、打抜きくず、金属スクラップ
9	ガラスくず、コンクリートのくず及び陶磁器くず	空き瓶、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず、廃石膏ボード
10	鋳さい	スラグ、ノロ、不良鋳石、金属スラグ
11	がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他小れに類する不要物）	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、路盤材
12	ばいじん	集じん機、サイクロンなどによる捕集ダスト

一般廃棄物・産業廃棄物の違い④

	種類	例
13	紙くず（業種限定あり）	梱包紙、壁紙 裁断くず、印刷くず 製本くず、印刷くず
14	木くず（業種限定あり） パレット（業種限定なし）	廃木材、伐木、型枠 おがくず、加工木くず、型枠 木切れ
15	繊維くず（業種限定あり）	畳、壁布、カーペット 袋、木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維くず
16	動植物性残さ（業種限定あり）	鳥、獣、卵の殻、食品製造かす、羽毛、 醸造かす
17	動物系固形不要物（業種限定）	牛、馬、豚、その他食鳥など
18	動物のふん尿（業種限定あり）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿

一般廃棄物・産業廃棄物の違い⑤

	種類	例
19	動物の死体（業種限定あり）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体
20	1～19を処分するために処理したものであり、これらの廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固形化物

1 廃棄物処理法上の事業系ごみについて

1 - 2 内容審査について

内容審査について①

市の処理センターに持ち込まれたごみ（事業系一般廃棄物）を、受入れ基準に照らし、適正なものであるかどうかを判断するために、袋を開けて審査をしています。

①まずは、車を内容審査機（ベルトコンベア）への誘導、ごみの展開をします。



内容審査について②

②次に、かぎ棒などで袋を破りながら確認・ピックアップをします。



内容審査について③

③中身の確認、撮影、運転手への指導をします。



内容審査について④

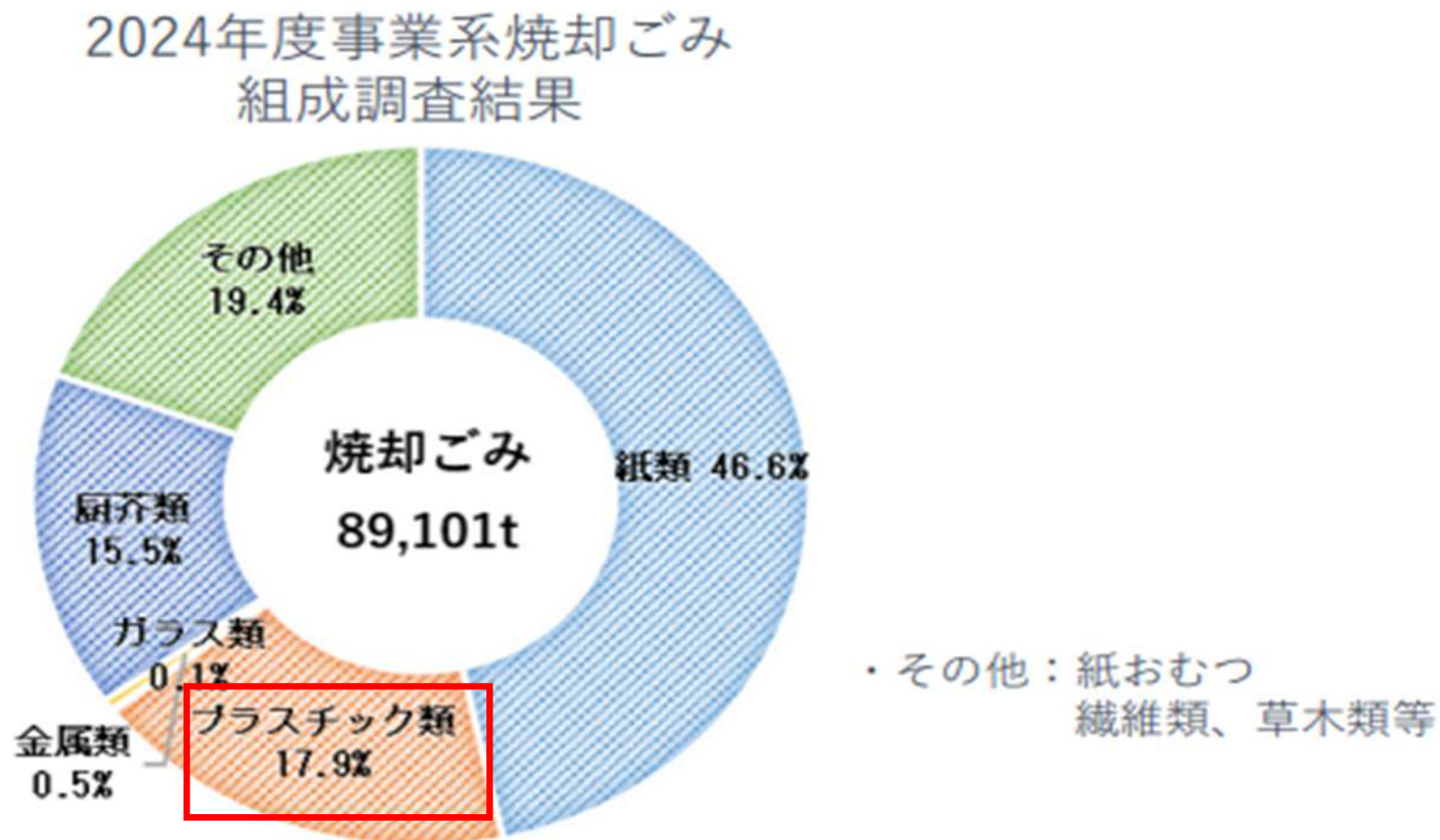
◎混入の多い産業廃棄物（廃プラスチック類）の例

汚れているプラスチックや、PTPシート、お弁当がらなどの産業廃棄物（廃プラスチック類）に該当するものの混入が多く見受けられます。



⇒ 悪質な場合は、排出事業者へ立入指導を行います。

(参考) 事業系ごみの組成 (市の焼却施設)



2 川崎市循環型社会形成推進計画

川崎市循環型社会形成推進計画

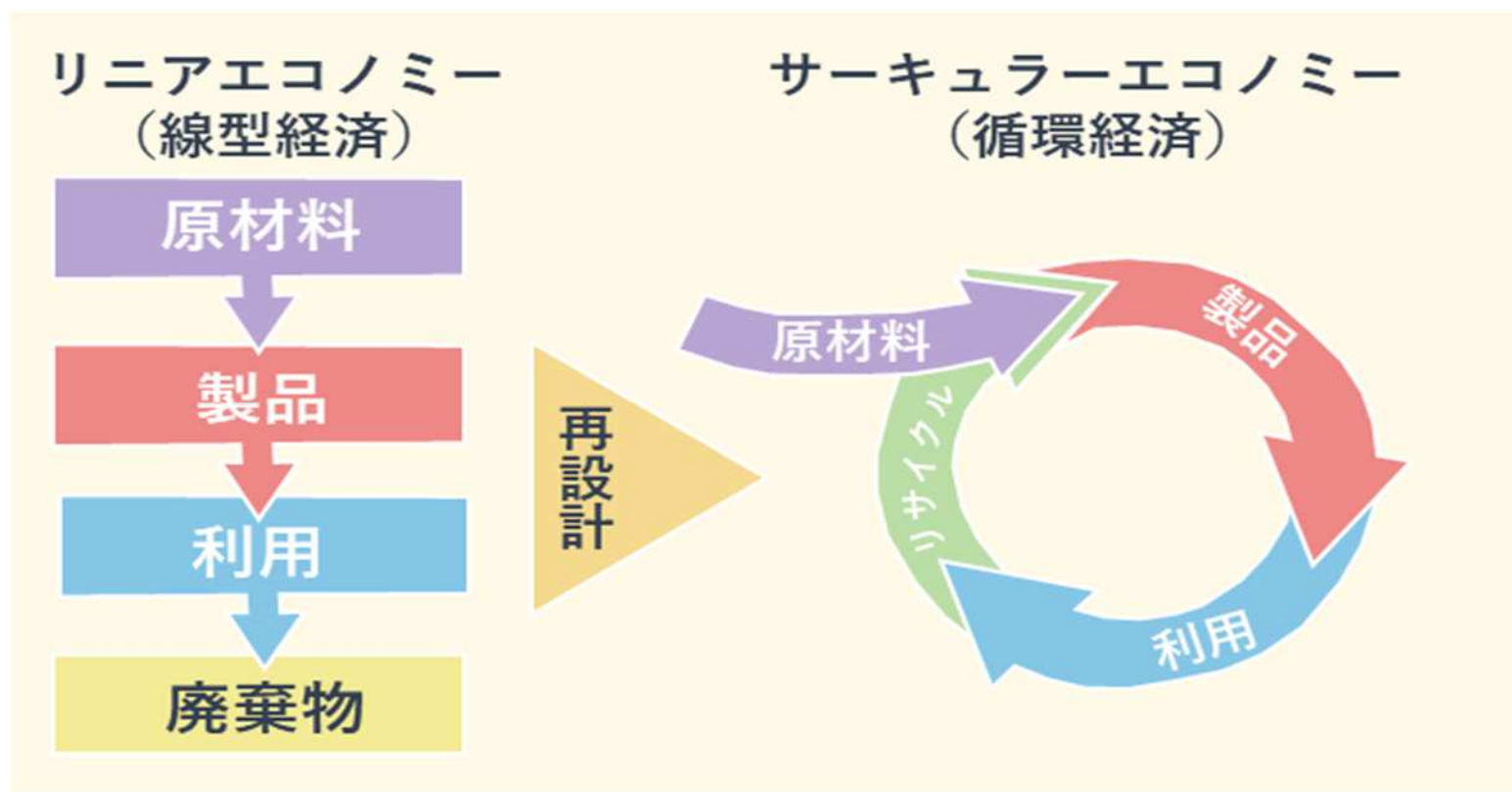
- 川崎市では、**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行**に向け、今年度から「川崎市循環型社会形成推進計画」が新たにスタートしました。



循環経済（サーキュラーエコノミー）とは

循環経済（サーキュラーエコノミー）

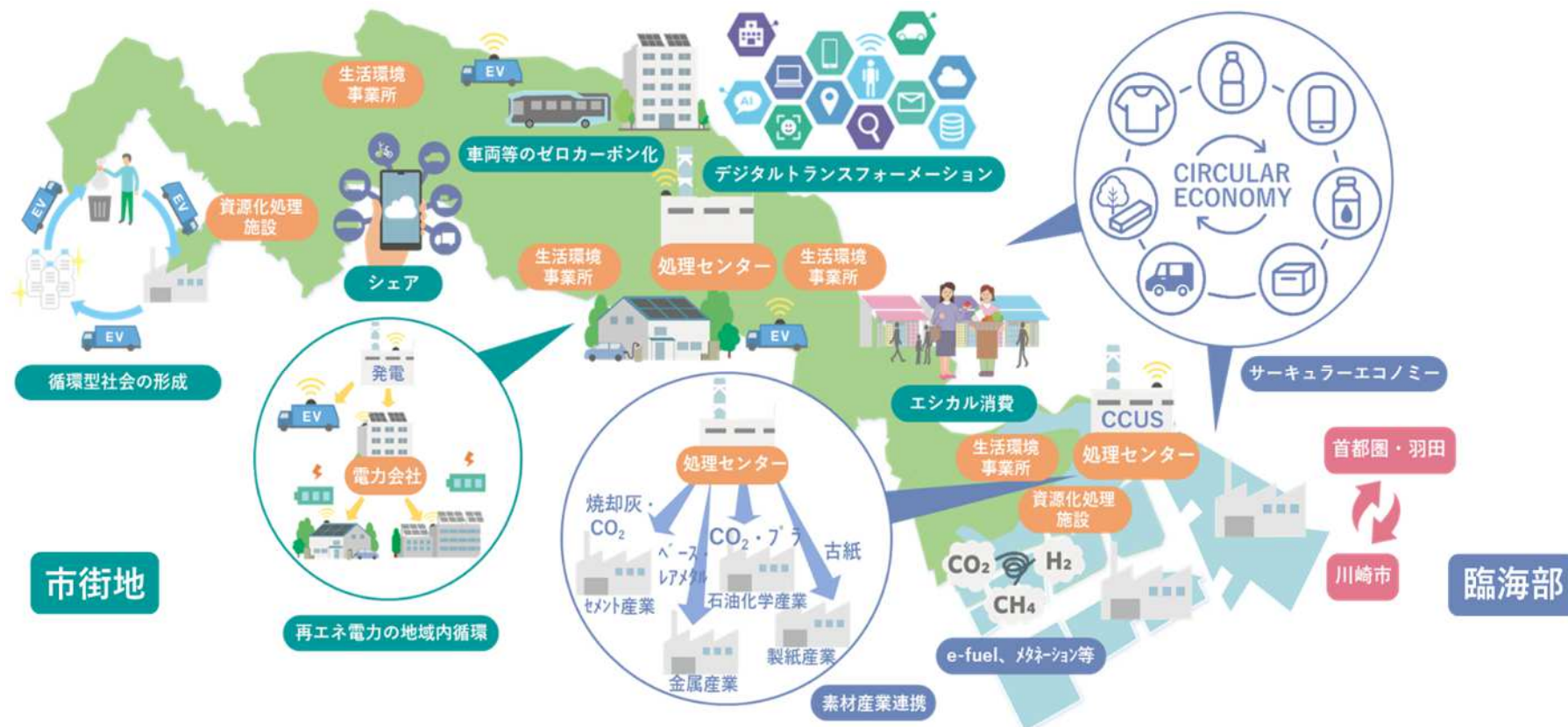
○廃棄物をできるだけなくし、資源を循環させながら活用していくことを前提にした経済システム



計画策定の目的

- 川崎は、これまで分別収集の拡大や3Rの推進など、市民・事業者と一体となりリサイクル型社会システムの構築に取り組んできた。
- 一方、**国では、2024年に循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を国家戦略として位置づけるなど脱炭素化や資源循環をめぐる社会環境は大きく変化。**
- こうした状況を踏まえ、**素材・製品別の高度なリサイクルの促進等や、市民・事業者と協働した施策の一層の推進を図るため、本市の特性や強みを活かした一体的な計画**として「川崎市循環型社会形成推進計画」を策定。

川崎市の目指す2050年の世界観（イメージ）



- ・ **臨海部を中心に**、プラスチックの資源循環や炭素循環プラントを導入することで、**素材産業において廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用**し、産業の脱炭素化を進めると同時に、**資源循環の拡大**を実現
- ・ 市街地では、廃棄物の減量化が徹底的に進み、地域のエネルギーセンターとして最適化された廃棄物処理施設が立地するほか、シェアリングやアップサイクルなどが家庭にも当たり前のよう浸透することで、地域の資源循環・循環経済及び脱炭素に貢献

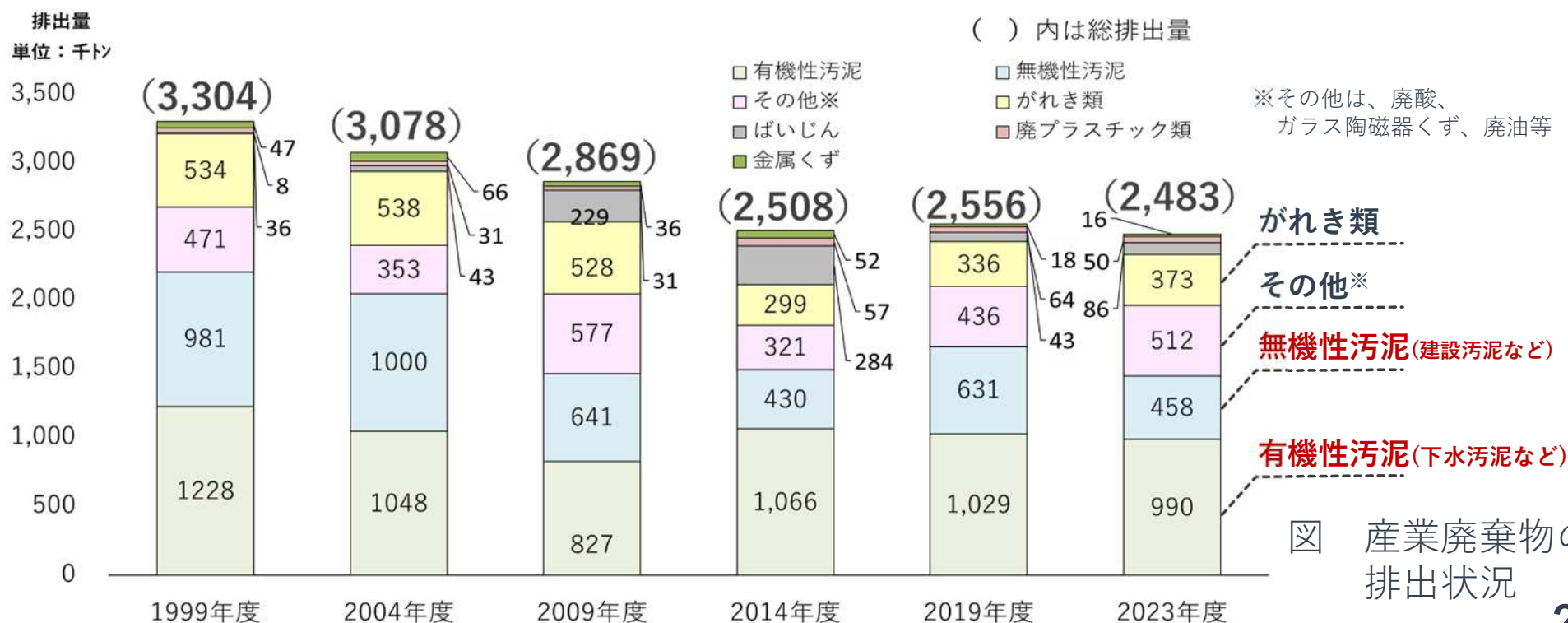
川崎市循環型社会形成推進計画

川崎市の現状と課題について

川崎市の現状（産業廃棄物）

○産業廃棄物の排出量（種類別）

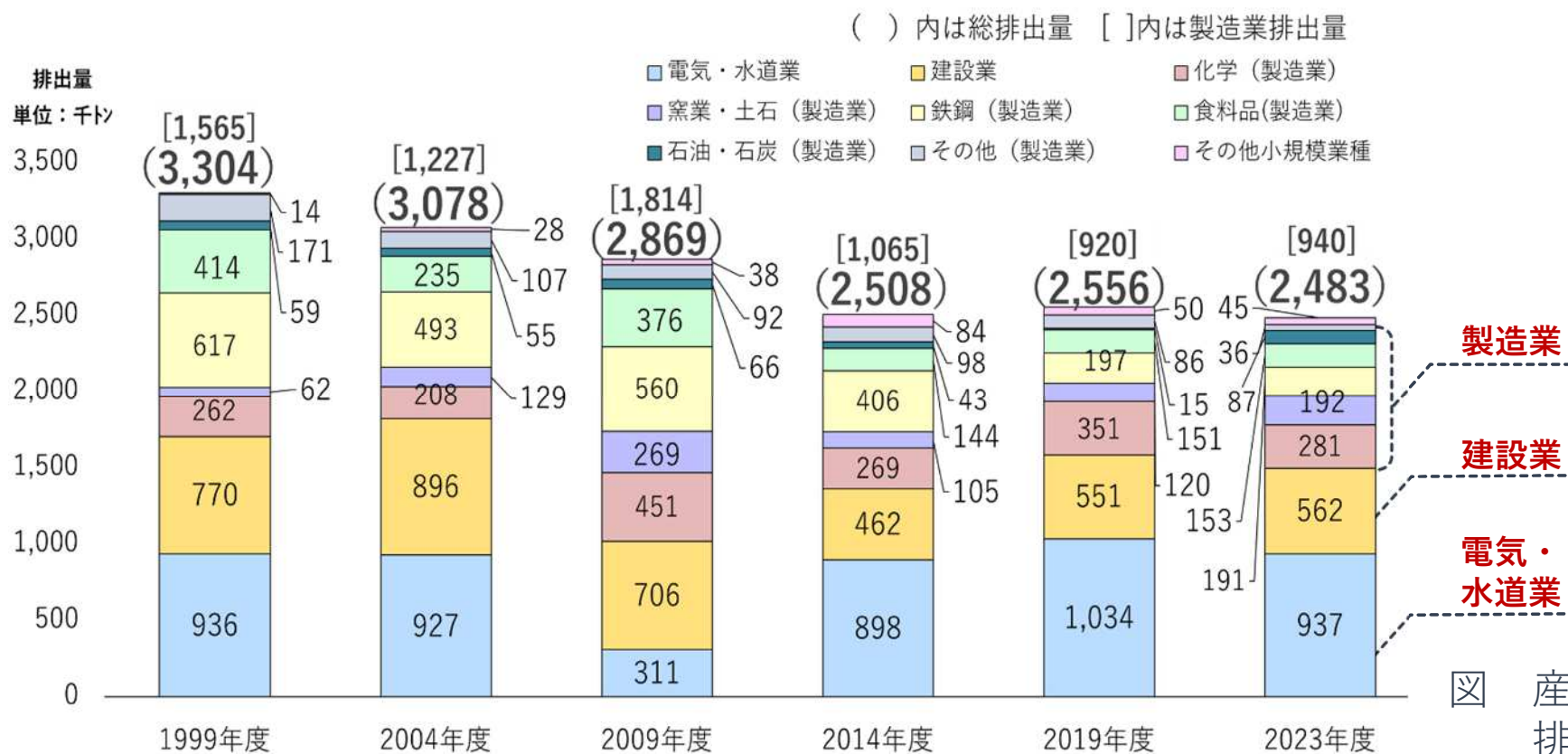
- 各種リサイクル法の取組や事業者の環境意識の向上、産業構造の変化などにより、**長期的には減少傾向**



川崎市の現状（産業廃棄物）

○産業廃棄物の排出量（業種別）

- ・ **電気・水道業、建設業、製造業**の3業種で**全体の95%以上**



川崎市の現状（産業廃棄物）

○産業廃棄物の再生利用率

- 産業構造の変化により鉄鋼業からの再利用率の高いばいじん等の量が減少傾向にあるため、**全体の再生利用率は長期的に低下傾向**（全国的に同様）

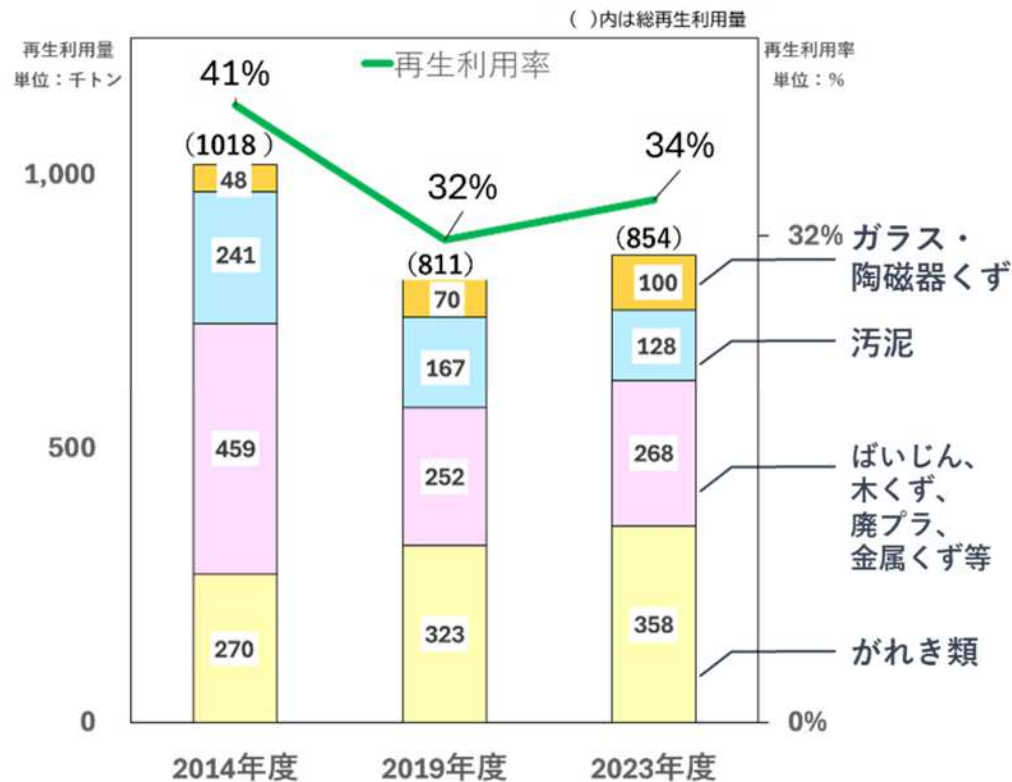


図 再生利用率及び種類別再生利用量

川崎市の現状（産業廃棄物）

○廃プラスチック類の再生利用率

- ・ **排出量の半分以上を占める製造業や建設業**における再生利用量が増加傾向にあり、**再生利用率が上昇**

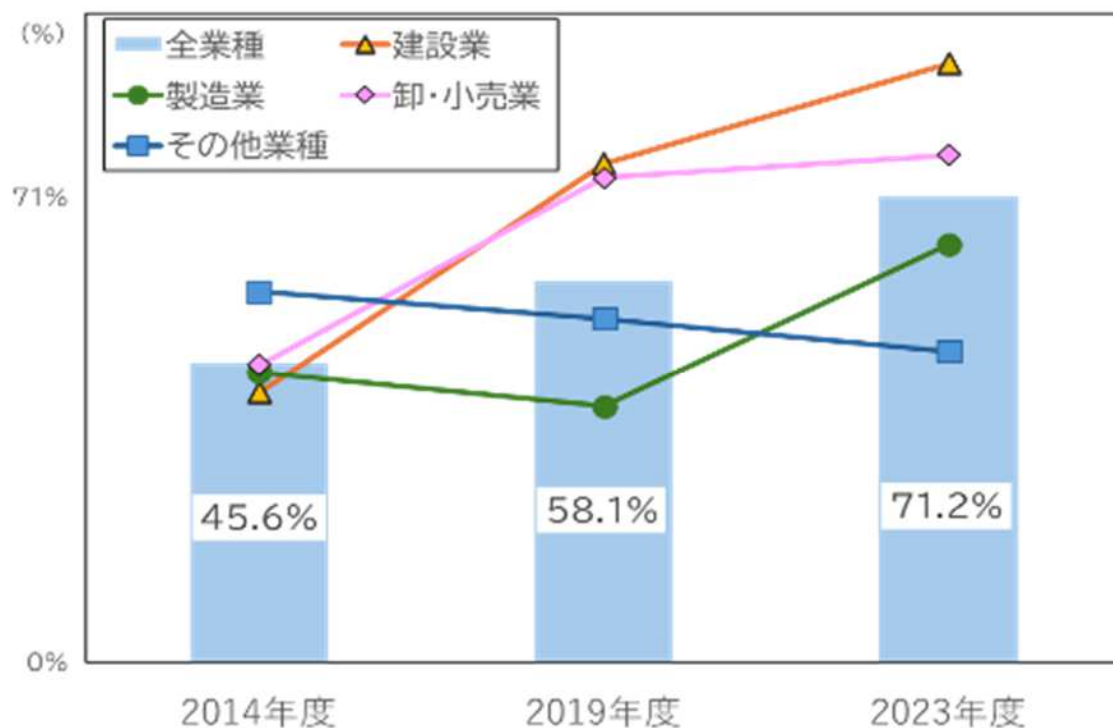
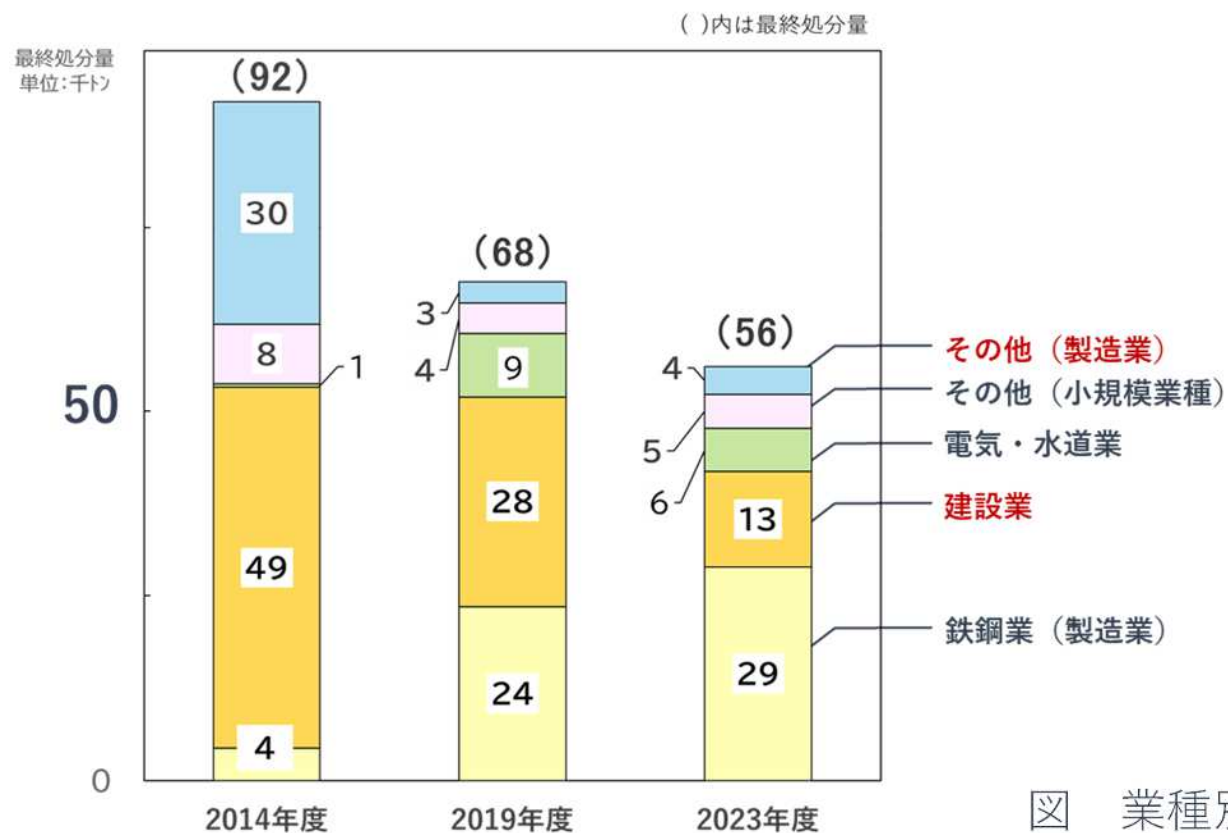


図 廃プラスチック類の再生利用率

川崎市の現状（産業廃棄物）

○産業廃棄物の最終処分量

- ・ **製造業や建設業**で再生利用の増加により、**全体の最終処分量は減少**



川崎市の課題（抜粋）

●焼却ごみの組成（事業系ごみ）

- ・ 焼却量は減少傾向にある一方、**産業廃棄物のプラスチック類は未だに約1.6万tが市の処理施設へ混入**

焼却の内訳※1	2014	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2014-2024	増減率
紙類	5.4万t	4.1万t	3.7万t	3.4万t	3.5万t	3.7万t	4.2万t	▲1.3万t	▲23%
プラスチック類	2.8万t	2.0万t	1.5万t	1.4万t	1.3万t	1.4万t	1.6万t	▲1.3万t	▲44%
厨芥類	1.9万t	2.2万t	2.0万t	2.3万t	2.5万t	2.0万t	1.4万t	▲0.5万t	▲28%
その他※2	1.9万t	2.3万t	2.4万t	2.3万t	2.2万t	2.0万t	1.8万t	▲0.1万t	▲7%
焼却量	12.1万t	10.5万t	9.5万t	9.4万t	9.4万t	9.1万t	8.9万t	▲3.2万t	▲26%

川崎市の課題（抜粋）

●市役所のごみ焼却の温室効果ガスの内訳

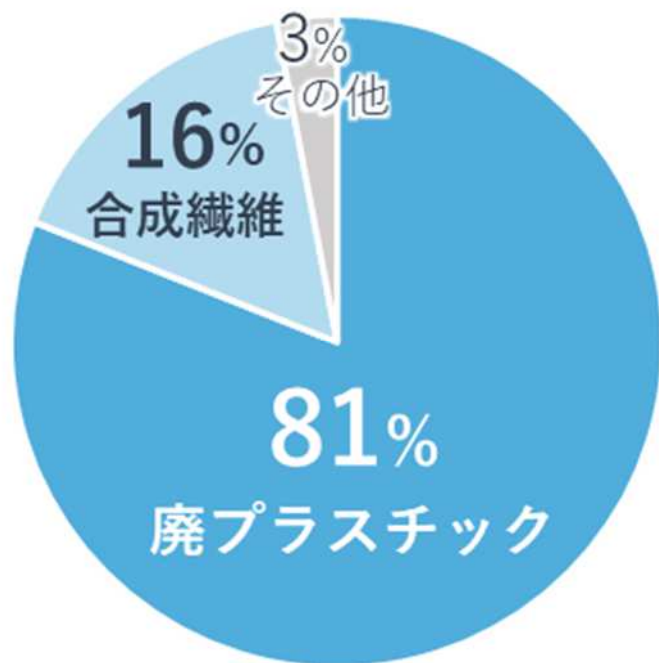


図 川崎市役所のごみ焼却の温室効果ガス内訳

- ・ **市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は9割が廃棄物由来。**
- ・ 内訳として、**廃プラスチック由来が約8割**、合成繊維由来（ポリエステル等）が約1割です。
- ・ また、**廃棄物焼却に伴う排出量は、市全体の約4割**を占めている。

目標

●2037年度の目標

目指す将来像を見据えて、5つの目標を設定

【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を約1割削減（一般廃棄物）



793g（2024年度） → 712g（2037年度）

【目標2】 ごみ焼却量を約5万t削減（一般廃棄物）



31.5万t（2024年度） → 26.6万t（2037年度）

【目標3】 プラスチック資源分別率を約2倍増加（一般廃棄物）



33%（2024年度） → 60%（2037年度）

【目標4】 産業廃棄物の再生利用率を維持（産業廃棄物）



34%（2023年度） → 34%（2037年度）

【目標5】 廃プラスチック類の再生利用率を約1割増加（産業廃棄物）



71%（2023年度） → 83%（2037年度）

事業者の行動例

■ 廃棄物削減の促進

- ・ 製品設計の改良 : 修理可能で長寿命な製品開発や再生材を利用
- ・ 製造プロセスの効率化 : 廃棄物発生を最小限に抑える

■ リユースとリサイクルの促進

- ・ 製品回収 : 使用済み製品を回収し、再利用やリサイクルを促進
- ・ 資源化促進 : 廃棄物の徹底した分別と資源化を促進
- ・ 産業間連携 : 廃棄物を原材料として他業種で活用する仕組みを構築

3 事業者の皆さまへ

排出事業者の皆さまへ①

① 排出事業者責任の徹底をお願いします

廃棄物処理法上、廃棄物の適正処理に関する最終責任は排出事業者。

② 分別の徹底をお願いします

廃棄物の種類に応じた正確な分別を。社内周知の徹底が重要。

③ 適切な処理業者（リサイクル業者）の選定をお願いします

資源化可能なものは確実にリサイクルルートへ。

排出事業者の皆さまへ②

●分別の重要性

再資源化の可否を左右する

混合廃棄物として排出されると、リサイクル可能な素材も焼却処分されます。

分別精度が資源化率を決定します。

環境負荷を左右する

焼却・埋立処分は、CO₂排出や土壌汚染につながります。

分別・資源化の徹底が環境負荷の低減に直接貢献します。

排出事業者の皆さまへ③

- リチウムイオン電池が原因で 廃棄物処理施設や収集運搬車両で火災が頻発しています！

主な原因

- ・ 引き渡した廃棄物の中にリチウムイオン電池が混入
(リチウムイオン電池を処理委託していないのに)
- ・ リチウムイオン電池が混入していることに気づかずに処理業者がそのまま処理。
パッカー車内での圧縮、破砕機等の衝撃により発火。

影響

- ・ 処理施設・収集運搬車両の破損、莫大な被害総額
- ・ 従業員の方の安全性が損なわれる危険性
- ・ 委託基準違反（廃棄物処理法第12条第5項、第6項）による処罰の対象

適切に分別し、許可業者へ委託してください。社内での周知徹底もお願いします。

収集運搬業者の皆さまへ

① 分別確認の徹底をお願いします

収集時に廃棄物の種類・分別状況を確認し、不適切な廃棄物は受け取らない対応を。

② 誤収集の防止をお願いします

分別されていない廃棄物を混合収集することは、処理工程や資源化の妨げに。

③ 適切な処理業者（リサイクル業者）の選定をお願いします

分別不備を発見した際は、**排出事業者へ適切に指摘**することで、全体の向上に。

処分業者の皆さまへ①

循環型社会の実現のためには、**分離、選別技術の高度化**が重要です！

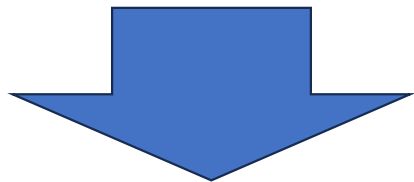
- ・ 再生資源としての品質を確保するためには、異物や不適合物が混入していないことが重要。
- ・ 選別の精度が低いと、再生品の品質低下や利用先の制限につながる。
- ・ 近年の製品は複合素材で構成されるものが多く、十分な分離や選別ができずに資源（廃棄物）を最大限有効利用できていない場合がある。

処分業者の皆さまへ②

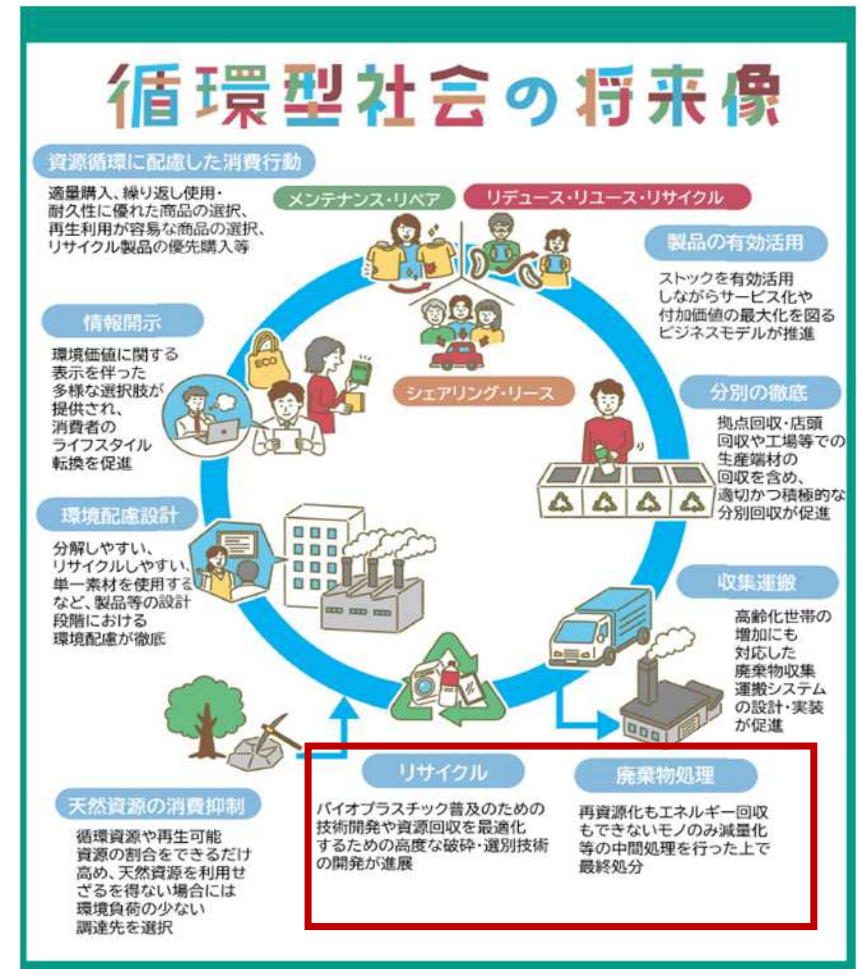
分離、選別の高度化



素材ごと・性状ごとに細分化



高度なリサイクルの促進



出所：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）」

(<https://www.env.go.jp/content/000264242.pdf>)

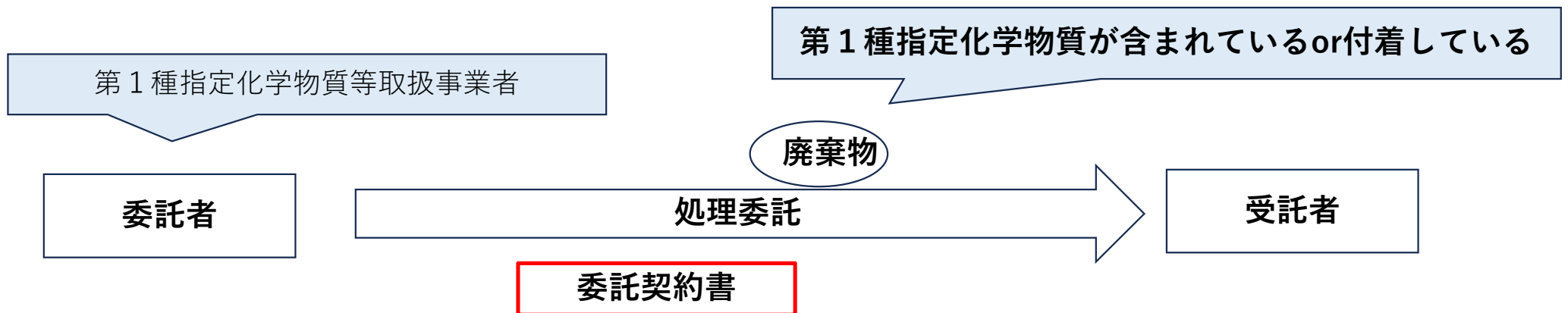
(参考) 昨今の法改正について

(参考) 昨今の法改正① 委託契約書の記載事項

廃棄物処理法施行規則の一部改正（2026年1月施行）により、**処理委託契約書の法定記載事項が追加**。

追加された法定記載事項（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6号へ）

委託者が**化管法**（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）第2条第5項に規定する**第1種指定化学物質等取扱事業者**である場合で、かつ委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する**第1種指定化学物質**が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合



2026年1月から第1種指定化学物質の名称、量又は割合の記載が必要になります

(参考) 昨今の法改正② 電子マニフェスト

廃棄物処理法施行規則の一部改正（2027年4月施行）により、処分業者は以下の項目についての報告が義務付け。

新たに報告が必要な項目

最終処分又は再生を行うまでのすべての処分に関する以下の情報

- ① 処分業者の名称と許可番号
- ② 処分事業場の名称と所在地
- ③ 処分方法
- ④ 処分方法ごとの処分量
- ⑤ 処理後物の種類と量

※ 中間処理業者は最終処分終了報告の際に「自社における処分と二次マニフェスト以降の最終処分までのすべての情報」を入力

2027年4月から①～⑤の項目の記入が必須になります。

2027年3月末までは任意項目のため、従来の方法で報告できます。

ご清聴ありがとうございました。



ご質問・ご相談は、川崎市環境局廃棄物指導課まで
お気軽にお問合わせください。

川崎市 環境局 生活環境部 廃棄物指導課

TEL:044-200-2596

FAX:044-200-3923

Email:30haiki@city.kawasaki.jp

引き続き、本市の廃棄物施策に御協力の程宜しくお願い致します。